

(平成22年3月改訂)

(平成27年3月改訂)

(平成29年7月改訂)

鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成20年3月

鹿児島県

目 次

第1章 計画の背景	1
第2章 計画の基本的事項	3
1 計画の目的	3
2 対象区域	4
3 対象物	4
4 計画期間	4
5 処分期間	4
6 計画の見直し	5
第3章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	6
1 PCB廃棄物の保管状況	6
2 PCB使用製品の使用状況	7
3 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み	7
第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理のための体制確保	8
1 高濃度PCB廃棄物の処理体制の現状	8
2 低濃度PCB廃棄物の処理体制等の現状	10
第5章 PCB廃棄物を確実かつ適正に処理するために必要な各関係者の役割	11
1 保管事業者の役割	11
2 所有事業者の役割	11
3 収集運搬業者の役割	12
4 処分業者の役割	12
5 県及び鹿児島市の役割	12
第6章 PCBの使用された部品を含む家電製品の処理	14

第1章 計画の背景

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、絶縁性が良い、不燃性であるなどの性質を有することから、熱媒体、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙等の幅広い分野で使用されてきた。

しかし、昭和43年に食用油の製造過程で熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件^{カネミ油症事件}が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCBによる汚染が問題となった。

このようなことから、昭和47年からは、PCBの新たな製造がなくなり、さらに、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

その後、高圧変圧器や高圧コンデンサー等のPCB廃棄物について、処理体制の整備が著しく停滞していたため、事業者において保管が行われてきたが、処分の目処が立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

このような状況において、国はPCBによる環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）を制定し、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」（平成13年政令第215号。以下「施行令」という。）において、PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、政令で定める期間内までに自ら処分又は処分委託することが義務付けられ、この期間は、PCB特別措置法の施行の日から起算して15年の平成28年7月までと規定された。

この法律に基づき、国は、平成15年4月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（当時は日本環境安全事業株式会社。以下「JESCO」という。）を活用して、国内5か所に高濃度PCB廃棄物の拠点的な広域処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）を整備した。本県分のPCB廃棄物については、北九州市内に整備された拠点的広域処理施設において処理が行われることとなった。

一方、PCB特別措置法施行後の平成14年に、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものが判明したことを受け、平成21年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に低濃度PCB廃棄物が追加された。その後、当該制度を活用して低濃度PCB廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。

処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年7月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となった。国は、平成24年12月に施行令を改正し、そ

の期間を平成39年3月31日まで延長した。また、1日でも早い処理完了に向けて、平成26年6月には国基本計画が変更され、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられ、高濃度PCB廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられた。

この計画的処理完了期限と事業終了準備期間は、拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体との約束を踏まえて設定されたものであり、その達成に向けてあらゆる努力を払うことが必要である。しかし、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は決して容易でないことから、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間（PCB特別措置法第10条第1項の規定に基づき高濃度PCB廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度PCB廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して施行令で定める期間をいう。以下同じ。）を設定し、保管事業者に対してこの処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品（電気事業法に定める自家用電気工作物のうち高濃度PCBが使用されたもの（以下「高濃度PCB使用電気工作物」という。）を除く。以下同じ。）を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄（PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付けるとともに、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、PCB廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだ「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成28年法律第34号）が制定され、平成28年5月2日に公布された。

また、電気事業法（昭和39年法律第170号）においては、昭和51年10月からPCBを使用した電気工作物を新規に施設することが禁止された。昭和51年10月当時に既に設置されていたPCB使用電気工作物については、適切な管理の下で引き続き使用することが認められた。しかしながら、施設後約25年を経過しても依然として相当量のPCB使用電気工作物が使用されており、設備の経年劣化も懸念されていたことから、平成13年10月15日に「電気事業法電気関係報告規則」（昭和40年通商産業省令第54号）が改正され、PCB使用電気工作物を設置する電気事業者等に、その使用及び廃止の状況について国に対し届け出ることが義務付けられた。さらに平成28年のPCB特別措置法の改正と併せて、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、電気事業法に基づく経済産業省令（「電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）及び電気関係報告規則）等の改正により、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされた。

こうした状況を踏まえ、平成27年3月に改訂した鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「県処理計画」という。）の見直しを行い、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、PCB特別措置法第7条に基づき、処理計画を改訂するものである。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

県処理計画は、PCB特別措置法第7条の規定に基づき、国基本計画に即し、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることにより、PCBによる環境汚染を防止し、もって県民の健康を保護し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

なお、県処理計画と国基本計画との関係は、図1のとおりである。

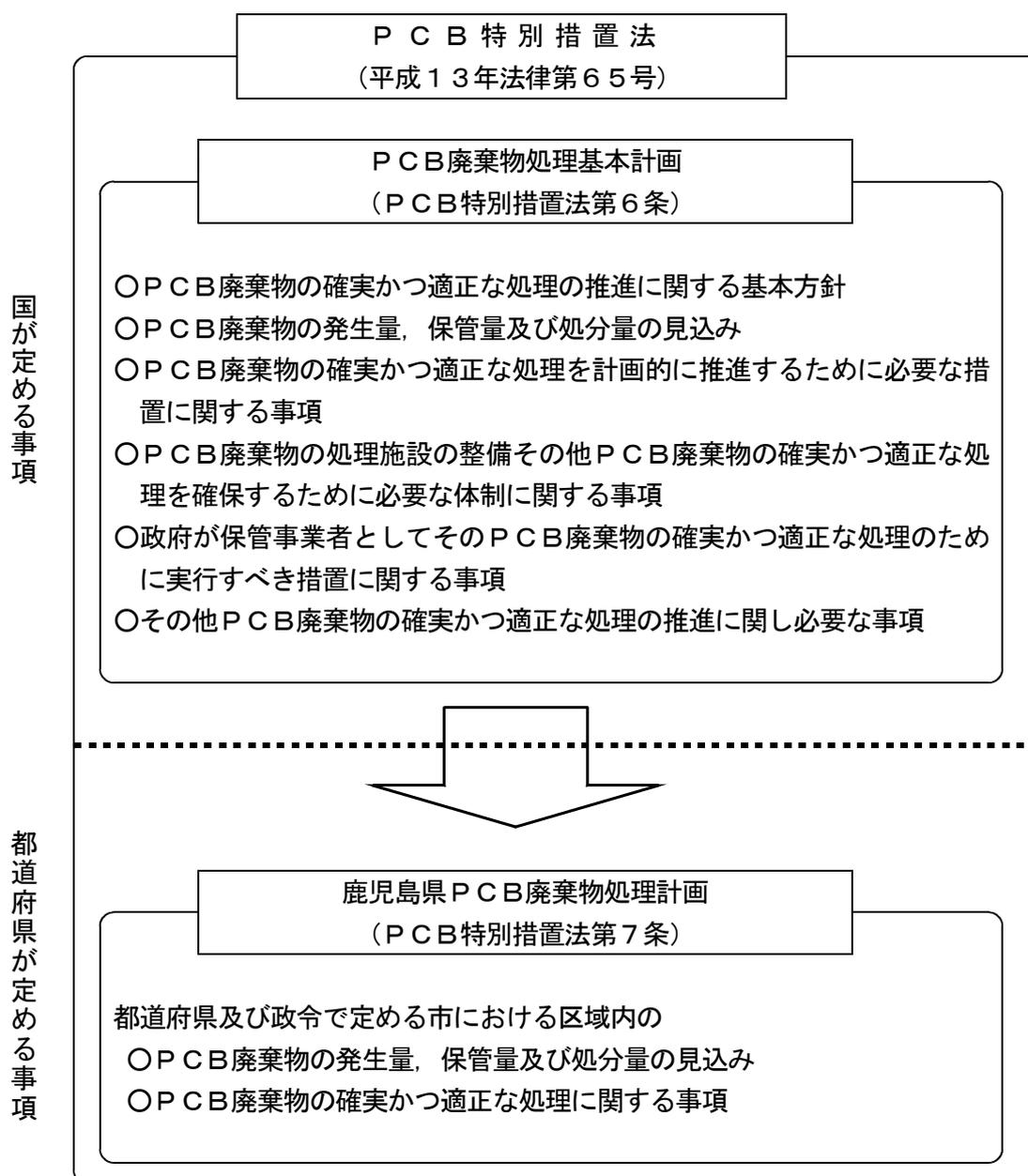


図1 PCB廃棄物処理基本計画と鹿児島県PCB廃棄物処理計画との関係

2 対象区域

県処理計画は、鹿児島県内全域を対象とする。

3 対象物

県処理計画の対象物は、鹿児島県内で保管されているPCB特別措置法第2条第1項に規定するPCB廃棄物（※1）及び鹿児島県内で使用されている同条第3項に規定するPCB使用製品（※2）を対象とする。

※1 「PCB廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

※2 「PCB使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

4 計画期間

県処理計画の期間は、PCB特別措置法第14条に基づき同法施行令第7条で定める平成39年3月31日までとする。

5 処分期間

PCB廃棄物の処分期間は、平成28年改正のPCB特別措置法に基づく表1の期間までとする。保管事業者及びPCB使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）は、この期間内にPCB廃棄物及びPCB使用製品を確実に適正に処分しなければならない。

ただし、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品であって、PCB特別措置法第10条第3項及び同法第18条第2項に定める要件に該当した場合においては、処分期間の末日から起算して1年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに処分することとする。

表1 PCB廃棄物の処分期間及び特例処分期限日

PCB廃棄物の種類		処分期間	特例処分期限日
高濃度PCB廃棄物(注1)・高濃度PCB使用製品(注2)	大型変圧器(注4)・コンデンサー等	平成30年3月31日まで	平成31年3月31日
	安定器及び汚染物等(注5)	平成33年3月31日まで	平成34年3月31日
低濃度PCB廃棄物(注3)		平成39年3月31日まで	

(注1)「高濃度PCB廃棄物」とは、PCB廃棄物のうち当該部分に含まれているPCBの重量が5,000mg/kgを超えるものをいう。

(注2)「高濃度PCB使用製品」とは、高濃度PCB使用電気工作物を除くPCB使用製品のうち当該部分に含まれているPCBの重量が5,000mg/kgを超えるものをいう。

(注3)「低濃度PCB廃棄物」とは、高濃度PCB廃棄物を除くPCB廃棄物又は微量のPCBに汚染された変圧器等の重電機器及びOFケーブルが廃棄物となったもののうち当該部分に含まれているPCBの重量が0.5mg/kgを超えるものをいう。

(注4)「大型変圧器」とは、高濃度のPCBを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器をいう。

(注5)「汚染物等」とは、高濃度のPCBを使用した低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他の高濃度PCB廃棄物であって大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたものをいう。

6 計画の見直し

県処理計画は、国基本計画の見直し、鹿児島県廃棄物処理計画の改定及びPCB廃棄物の処理状況の変化等を勘案して、必要な見直しを行うこととする。

第3章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 PCB廃棄物の保管状況

PCB特別措置法第8条（第15条において準用する場合を含む。）の規定により、保管事業者及びPCB廃棄物を処分する者は、毎年度、前年度の保管及び処分の状況を県又は鹿児島市に届け出ることが義務づけられている。この届出を集計したPCB廃棄物の保管量を表2に示す。

表2 PCB廃棄物の種類別保管量（平成28年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	鹿児島市小計		鹿児島市を除く県内小計		鹿児島県合計	
	事業場数	保管量	事業場数	保管量	事業場数	保管量
高圧変圧器	14	38台	1	1台	15	39台
高圧コンデンサー	12	12台	21	40台	33	52台
低圧変圧器	5	32台	0	0台	5	32台
低圧コンデンサー	6	290台	1	1台	7	291台
安定器	13	5,733個	11	1,022個	24	6,755個
廃PCB	2	1,322kg	0	0kg	3	1,322kg
PCBを含む廃油	4	475.12kg	17	216.77kg	21	691.88kg
感圧複写紙	0	0kg	0	0kg	0	0kg
ウエス	7	811.10kg	13	387.06kg	20	1,198.16kg
その他の機器等(注1)	48	189台	88	373台	136	562台
汚泥(注2)	2	1,406.8kg	1	829.0kg	3	2,235.8kg
その他汚染物(注3)	9	4,210.41kg	17	3,249.25kg	26	7,459.67kg

(注1)「その他の機器等」とは、開閉器、遮断器、整流器、OFケーブル等をいう。

(注2)「汚泥」とは、PCBを含んだ汚泥をいう。

(注3)「その他汚染物」とは、PCBの付着した汚染物をいう。

※ 「PCB」及び「PCBを含む油」、「その他汚染物」を容積で届け出ているものは、1リットル=1kgにて換算した。

2 PCB使用製品の使用状況

PCB特別措置法第8条（第15条において準用する場合を含む。）の規定により、所有事業者は、毎年度、高濃度PCB使用電気工作物を除くPCB使用製品について、県又は鹿児島市に届け出ることが義務づけられている。この届出を集計した使用量を表3に示す。

表3 PCB使用製品の種類別使用量（平成28年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	鹿児島市小計		鹿児島市を除く県内小計		鹿児島県合計	
	事業場数	使用量	事業場数	使用量	事業場数	使用量
高圧変圧器	6	9台	0	0台	6	9台
高圧コンデンサー	0	0台	1	1台	1	1台
安定器	5	20個	0	0個	5	20個
廃PCB	1	0.0004kg	0	0kg	1	0.0004kg
PCBを含む廃油	1	0.0005kg	0	0kg	1	0.0005kg
その他の機器等	11	31台	39	128台	50	159台

3 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み

今後のPCB廃棄物の発生量は、現在使用中であるPCB使用製品が処分期間に全量がPCB廃棄物として処分されると仮定して、現在の使用量と同量とした。

県処理計画に基づくPCB廃棄物の処分量の見込みは、現在の保管量と今後の発生量の合計量で算出しており、表4のとおりとなる。

表4 PCB廃棄物の処分量の見込み（平成28年3月31日現在）

PCB廃棄物の種類	保管量 (A)	発生量 (B)	処分量の見込み (A+B)
高圧変圧器	39台	9台	48台
高圧コンデンサー	52台	1台	53台
低圧変圧器	25台		25台
低圧コンデンサー	321台		321台
安定器	6,755個	20個	6,775個
廃PCB	1,322kg	0.0004kg	1,322kg
PCBを含む廃油	691.88kg	0.0005kg	691.88kg
感圧複写紙	0kg		0kg
ウエス	1,198.16kg		1,198.16kg
その他の機器等	562台	159台	721台
汚泥	2,235.8kg		2,235.8kg
その他汚染物	7,459.67kg		7,459.67kg

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理のための体制確保

PCB廃棄物は、これまでの取組により、PCB特別措置法の制定以降、大きく処理が進んだといえるが、PCB廃棄物の処理完了に向けては、まだ道半ばであり、今後、計画的処理完了期限の一日も早い達成に向けて、保管事業者、所有事業者、PCB使用製品を製造した者（以下「製造者」という。）、収集運搬業者、JESCO等の処分業者、国、地方公共団体の関係者があらゆる努力を払い、一丸となってこの問題を解決するという確固たる意思を持って、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理のため体制を確保し、それぞれの責務を果たさなければならない。

1 高濃度PCB廃棄物の処理体制の現状

(1) 高濃度PCB廃棄物の広域処理体制

国は、地方公共団体との調整の結果を踏まえ、北九州、大阪、豊田、東京及び北海道の5カ所に、JESCOを活用した拠点的広域処理施設を整備するとともに、処理体制の構築を行った。

JESCOのPCB廃棄物処理事業の仕組みは図2のとおりである。

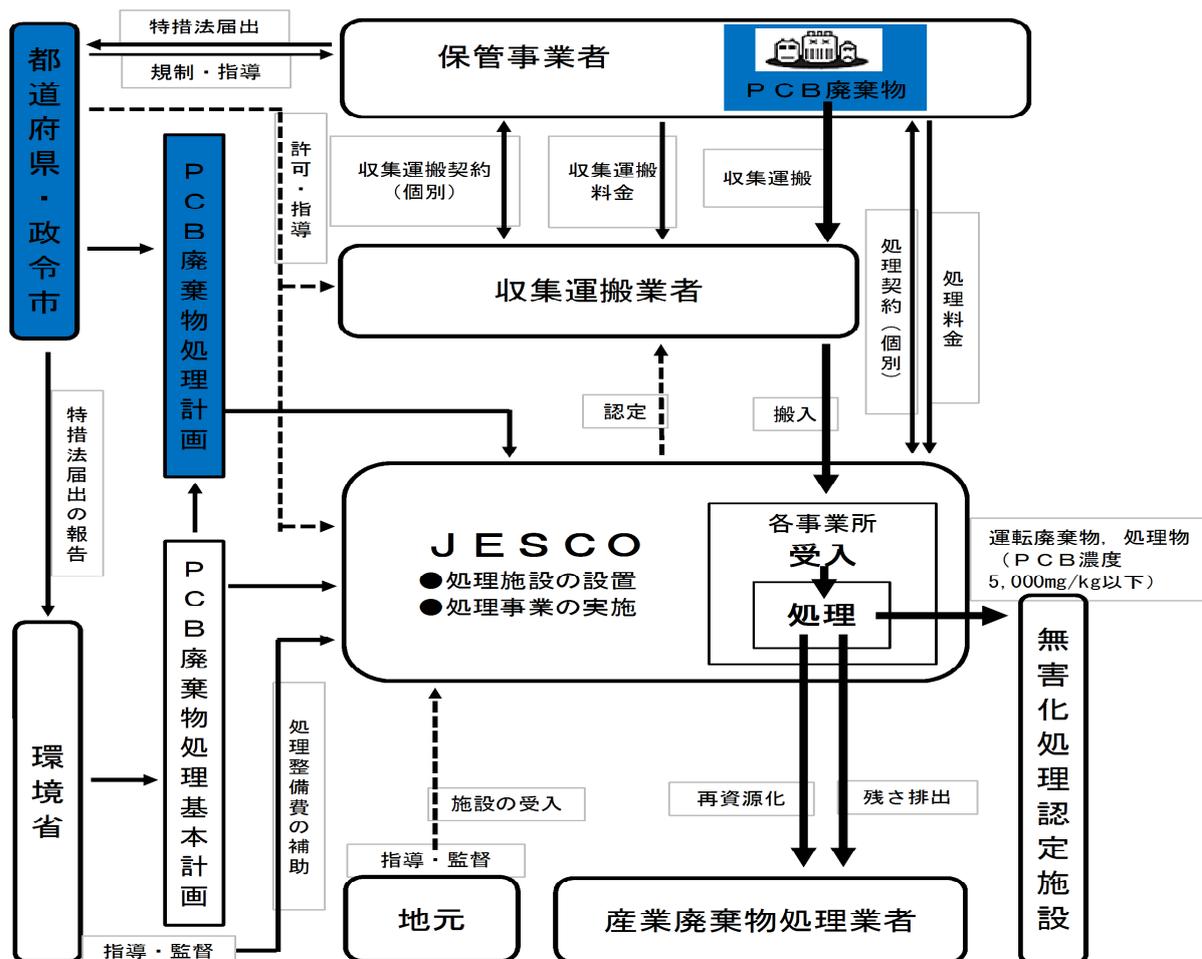


図2 PCB廃棄物処理事業の仕組み

(2) 高濃度PCB廃棄物の処理体制

本県内の高濃度PCB廃棄物は、JESCOの北九州PCB廃棄物処理事業にて処理を行う。事業の概要は、表5のとおりである。

表5 北九州PCB廃棄物処理事業の概要

施設名	北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設	
事業主体	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
設置場所	福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24号	
処理対象物	大型変圧器・コンデンサー等	安定器及び汚染物等
事業対象地域	A地域	A地域、B地域及びC地域（大阪事業所及び豊田事業所における処理対象物を除く。）
処理能力	1.5トン／日 （PCB分解量）	10.4トン／日 （安定器及び汚染物等量）
計画的処理完了期限	平成31年3月31日	平成34年3月31日
事業終了準備期間	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで	平成34年4月1日から 平成36年3月31日まで

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

(3) 廃棄物処理基金による処理支援体制

高濃度PCBを含む絶縁油を使用した大型変圧器・コンデンサー等、安定器及び汚染物等（以下「大型変圧器等」という。）は、PCBの用途の大部分を占めることから、その処理を確実かつ適正に行うことが極めて重要である。一方で、大型変圧器等は、相当量のPCBが含まれ、付着し、又は染み込んだ廃棄物であることから、PCBを除去し、分解するために高額な費用を要する。

中小企業者等については、費用負担能力が小さいため、大型変圧器等に係る高額な処理費用の負担軽減を図り、計画的に、確実かつ適正な処理を促進することが必要である。このため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（以下「PCB基金」という。）を国及び都道府県が協調して造成し、中小企業者等が、大型変圧器等の処分をJESCOに委託して行う場合に、その処理費用が軽減されるよう、PCB基金から処理の主体であるJESCOに対して中小企業者等の費用負担低減に要する額を支出しており、本県も、平成13年度からこの基金に出えんしている。

このPCB基金により、中小企業者等は、PCBが使用された大型変圧器等の処理料

金の70%（個人・破産法人等は95%）が軽減されることになることから、PCB基金を利用した負担軽減制度について本県の中小企業者等に対して周知を図りPCB廃棄物の処理の促進に努めていくものとする。

PCB基金の仕組みは、図3のとおりである。

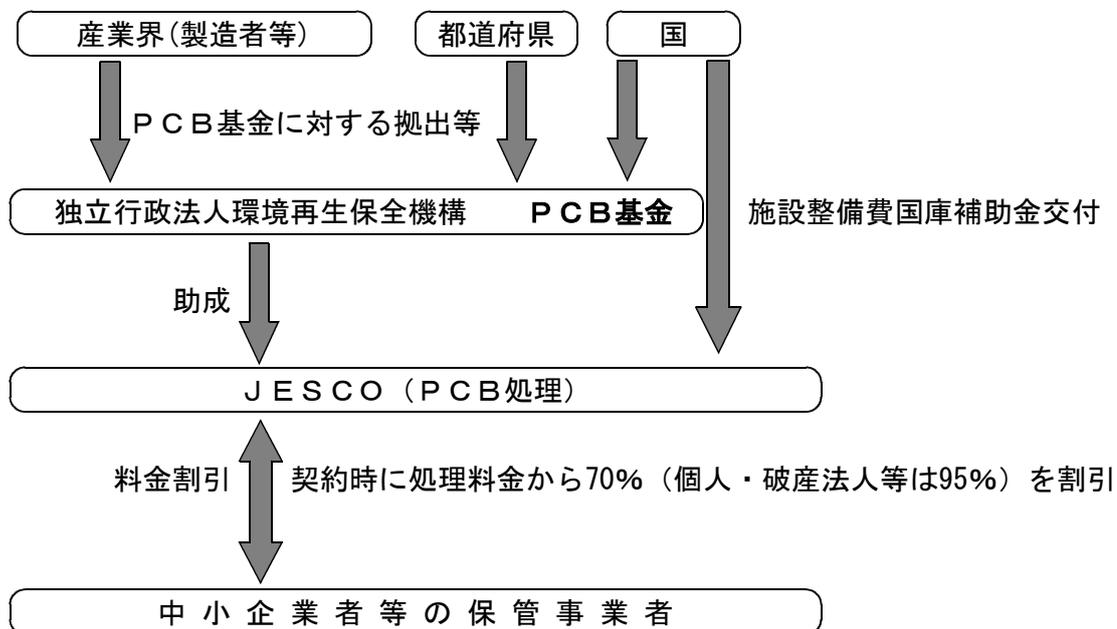


図3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の仕組み

2 低濃度PCB廃棄物の処理体制等の現状

(1) 低濃度PCB廃棄物の処理体制

低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく環境大臣が認定する無害化処理認定事業者又は都道府県市（都道府県及び廃棄物処理法第24条の2第1項の政令で定める市をいう。）の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者において処理しており、平成29年3月時点で、無害化処理認定施設が33施設、特別管理産業廃棄物処理施設が5施設となっている。

(2) 低濃度PCB使用製品の分析に係る課題

低濃度PCB使用製品は、製品ごとに分析を要すること、分析時に機器の停止又は停電を要する等運用上の制約から容易に対応できない場合があること、コンデンサー等の封じ切り機器は開封後に交換しなければならない等の課題がある。

(3) 低濃度PCB使用製品の処理推進

低濃度PCB使用製品は、国が、使用中のPCB使用製品からPCBを除去する課電自然循環洗浄法の適用を可能にする手順書を策定しており、その対象範囲の拡大についても検討しているところである。

第5章 PCB廃棄物を確実にかつ適正に処理するために必要な各関係者の役割

保管事業者，所有事業者，収集運搬業者，処分業者，県及び鹿児島市は，それぞれの責任においてPCB廃棄物の確実にかつ適正な処理体制の確保のため，それぞれ次の役割を果たす。

各関係者は，PCB廃棄物の種類が多岐にわたること，処分期間又は特例処分期限日までに限られた施設で処分しなければならないこと等を踏まえ，確実にかつ適正に処理するため相互に協力して計画的な搬出，収集・運搬及び処分を行う。

1 保管事業者の役割

- (1) PCB廃棄物の処理が完了するまでの間，廃棄物処理法に基づく保管の基準を遵守するとともに，県及び鹿児島市の指導及び助言（以下「指導等」という。）に従い，PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し，必要に応じて改善のための措置を講じなければならない。
- (2) 紛失したり，PCB廃棄物ではないものとして処分したりすることのないよう自らの責任において適正に保管しなければならない。
- (3) PCB廃棄物の保管・処分の状況について，毎年度，処分が完了するまで県又は鹿児島市に届け出なければならない。
- (4) 高濃度PCB廃棄物の処分におけるJESCOへの委託に当たっては，あらかじめ，JESCOと連絡調整を行い，北九州事業所の受入基準を満たした上で，処分の委託及び同事業所への搬入を行い，表1に示す処分期間内又は特例処分期限日までに，確実にかつ適正に処理しなければならない。
- (5) 低濃度PCB廃棄物の処分における無害化処理認定事業者又は特別管理産業廃棄物処分業者への委託にあたっては，あらかじめ連絡調整を行い，処分の委託及び同事業所への搬入を行い，表1に示す処分期間内に，確実にかつ適正に処理しなければならない。
- (6) 全てのPCB廃棄物の処分が完了した場合は，PCB特別措置法第10条第2項に基づき，処分の完了を県又は鹿児島市に届け出なければならない。

2 所有事業者の役割

- (1) 使用中のPCB使用製品からPCBの漏えい等による人の健康被害及び生活環境に係る被害が生じないように適正に管理しなければならない。
- (2) 紛失したり，PCB使用製品ではないものとして処分したりすることのないよう自らの責任において適正に管理しなければならない。
- (3) PCB使用製品の使用状況について，毎年度，処分が完了するまで県又は鹿児島市に届け出なければならない。
- (4) PCB使用製品は，処分期間内又は特例処分期限日までに確実にかつ適正に処理するため早期かつ計画的にPCB使用製品を廃棄し，代替品へ転換しなければならない。
- (5) PCB使用電気工作物については，電気事業法の規定により，適正に管理及び廃止を行わなければならない。
- (6) PCB使用製品及びPCB使用電気工作物を廃棄した後は，保管事業者としての前項に掲げる役割を果たさなければならない。

- (7) 全てのPCB廃棄物の処分が完了した場合は、PCB特別措置法第10条第2項に基づき、処分の完了を県又は鹿児島市に届け出なければならない。

3 収集運搬業者の役割

- (1) 廃棄物処理法の許可を受けた特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）及び自ら運搬を行う者は、県及び鹿児島市の指導等に従い、PCB廃棄物が飛散し、及び流出する等により、人の健康被害又は生活環境に係る被害が生じないように必要な措置を講じ、安全性を確保するとともに、保管事業者、JESCO又は処分業者と相互に調整を図り、确实かつ適正な収集運搬に努めるものとする。
- (2) PCB廃棄物の収集運搬を行う者は、国が平成16年3月（平成23年8月改訂）に定めたPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及びJESCOが平成16年3月（平成27年3月改訂）に定めた北九州PCB廃棄物処理施設に係る受入基準を遵守しなければならない。
- (3) 車両事故等による収集・運搬中のPCB廃棄物からのPCBの飛散、流出及び漏えいに迅速かつ確に対処するため、収集・運搬ガイドラインに従い、緊急時の連絡先や必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定め、緊急時の対応を明確にする。

4 処分業者の役割

- (1) JESCO、環境大臣の無害化処理認定事業者及び都道府県市の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者は、PCB特別措置法及び廃棄物処理法などの関係法令を遵守し、PCB廃棄物について、安全を第一として、適正かつ確実な処理を行わなければならない。
- (2) JESCOは、保管事業者及び所有事業者と緊密に連絡調整の上、高濃度PCB廃棄物の登録及び処分委託に係る手続に沿って、計画的かつ速やかに受入れを行うとともに、高濃度PCB廃棄物に係る技術的知見を基に、早期処理に向けた国や都道府県市の取組に対し、技術的支援やその他の必要な協力を行わなければならない。
- (3) 環境大臣の無害化処理認定事業者及び都道府県市の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者は、保管事業者及び所有事業者と緊密に連絡調整の上、低濃度PCB廃棄物の処分委託に係る手続について、計画的かつ速やかに受入れを行うとともに、早期処理に向けた国や県及び鹿児島市の取組に対し必要な協力を行う。

5 県及び鹿児島市の役割

(1) 保管事業者に対する指導等

- ア PCB廃棄物の適正な保管、処分に当たっての安全な収集運搬の確保及びPCB廃棄物の計画的な処分のための取組を講ずるよう必要な指導等を行う。
- イ PCB特別措置法に基づく届出及び期間内の処分並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管について周知徹底を図る。
- ウ PCB廃棄物の保管及び処分の状況を実地に把握するとともに、掘り起こし調査その他必要な調査及びPCB特別措置法に基づく報告徴収や立入調査も積極的に実施するなど、あらゆる手段を尽くし、未届けのPCB廃棄物がないよう保管事業者へ届出を徹底させる。

エ PCB廃棄物を処分期間又は特例処分期限日までに処分を行わない場合は、PCB特別措置法第12条の規定に基づき、保管事業者に対して改善命令を発出し、処理を確実に行うことを指導する。さらに、履行する見込みがない等にあつては、PCB特別措置法第13条に基づき、行政代執行を含め厳正に対処する。

(2) 所有事業者に対する指導等

ア 所有事業者に対し、PCB特別措置法に基づく届出、処分期間内及び特例処分期限日までに確実にかつ適正に処理することを周知徹底する。

イ 高濃度PCB使用製品の所有の状況を把握するとともに、掘り起こし調査その他必要な調査及びPCB特別措置法に基づく報告徴収や立入検査の権限を積極的に活用するなど、あらゆる手段を尽くし、未届けの高濃度PCB使用製品がないよう所有事業者に対しPCB特別措置法に基づく届出を徹底させる。

ウ 高濃度PCB使用電気工作物の使用の状況を的確に把握するため、経済産業省九州保安監督部に対して、「電気事業法電気関係報告規則」に基づく管理状況届出等の情報提供を求めるなど、両制度の連携を図り、電気事業法の枠組みの中で適正に管理及び廃棄を行い、PCB特別措置法に規定する処分期間内又は特例処分期限日までに処分を完了することを指導する。

エ 低濃度PCB使用製品については、PCB特別措置法に基づく表1に示す処分期間までに、計画的な廃棄及び処分を行うことを指導する。

オ 高濃度PCB使用製品及び高濃度PCB使用電気工作物は、処分期間内又は特例処分期限日までに廃棄を行わない場合（高濃度PCB使用電気工作物にあつては、特例処分期限日までに廃止を行わない場合）、これを高濃度PCB廃棄物とみなし改善命令を発出し、そのうえで改善命令を履行する見込みがない等にあつては、PCB特別措置法に基づき、行政代執行を含め厳正に対処する。

(3) 収集運搬を行う者に対する指導等

ア 収集運搬業者及び自らPCB廃棄物の運搬を行う保管事業者が、安全にPCB廃棄物の収集運搬を行うため、廃棄物処理法に基づく特別産業廃棄物処理基準やPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準等を遵守することを指導する。

イ 収集運搬を行う者が、収集運搬中の漏えい防止のために必要な措置を実施するよう、必要に応じて立入検査等を行う。

(4) PCB廃棄物の処理の推進に必要な知識の普及等

県民及び市民に対し、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図るとともに、国並びに県及び鹿児島市が実施する施策への協力が得られるよう、PCB廃棄物の処理の進捗状況その他の情報の提供を行い、PCB廃棄物の性状、処理及びその進捗状況に関する正しい情報を広く提供し、県民及び市民の理解が得られるよう努めなければならない。

第6章 PCBの使用された部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、昭和47年まで、PCBを含む低圧コンデンサーを使用して製造されたものがあり、これまでは、これらの家電製品の製造者によりPCBを使用した部品を取り外し及び保管が行われ、処理も進展している。

市町村は廃家電製品等の処理に際しては、これまで通り、当該家電製品の製造者に取り外しを依頼するなど、PCBを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。